

精神障がい者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組むよう定めている。

障がい者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、通勤等を含めた日常生活における移動手段として公共交通機関の果たす役割は大きく、交通事業者の多くは障がい者に対する運賃割引制度を設け、経済的負担の軽減を図っている。

しかしながら、国の障がい者支援施策においては、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの一元化が基本的な方針とされているにもかかわらず、この制度を精神障がい者に適用していない交通事業者も多い状況となっている。国の働きかけもあり、昨年10月に一部の航空運送事業者が航空旅客運賃の割引対象を精神障がい者にも拡大するなど、一定の成果は見られるものの、依然として半数以上の交通事業者が未実施であり、障がい種別によって取扱いに差が生じている。

よって、国におかれては、交通事業者に対し、精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用について、より一層の働きかけを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

衆議院議長	大島	理森	様	
参議院議長	山東	昭子	様	
内閣総理大臣	安倍	晋三	様	
総務大臣	高市	早苗	様	あて
厚生労働大臣	加藤	勝信	様	
国土交通大臣	赤羽	一嘉	様	
内閣官房長官	菅	義偉	様	

石川県志賀町議会議長 寺井 強